

求職活動誓約書

武蔵野市長 殿

令和 年 月 日

フリガナ 児童氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日
フリガナ 児童氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日
住 所			
利用施設 (予定含む)	※①②の場合は記入不要		

以下の該当する項目にチェックの上、誓約内容をご確認いただき、署名してください。

求職活動中の保護者氏名

① <input type="checkbox"/>	求職活動中に認可保育施設の入所申込をする方 又は求職活動中に企業主導型保育施設の認定申請をする方	<ul style="list-style-type: none"> 現在は求職活動中ですが、入所日から3か月後までに「1か月に48時間（休憩時間除く）以上」の就労を開始し、就労開始後、変更届と就労証明書を速やかに子ども育成課へ提出します。 上記のとおり就労を開始し、書類を提出できない場合は、<u>認可保育施設を退所となることに異議なく、退所届を速やかに保育施設へ提出します。</u>
② <input type="checkbox"/>	就労予定で認可保育施設の入所申込をする方 又は就労予定で企業主導型保育施設の認定申請をする方 (自営業の準備期間を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育施設へ入所した月の末日までに、就労証明書（予定証明）どおりの就労を開始し、就労開始後、変更届と就労証明書を速やかに子ども育成課へ提出します。 自営業の準備期間の場合、3か月後までに自営業を開始し、収入実績の書類を提出します。 上記のとおり就労を開始し、書類を提出できない場合は、<u>認可保育施設を退所となることに異議なく、退所届を速やかに保育施設へ提出します。</u>
③ <input type="checkbox"/>	認可保育施設又は企業主導型保育施設を利用中の方	<ul style="list-style-type: none"> 退職日は 月 日です。 現在は求職活動中ですが、退職日の翌日より90日が経過する日の属する月の翌月1日までに「1か月に48時間（休憩時間除く）以上」の就労を開始し、就労開始後、変更届と就労証明書を速やかに子ども育成課へ提出します。 自営業の準備期間の場合、認定開始日より90日が経過する日の属する月の翌月1日までに自営業を開始し、収入実績の書類を提出します。 上記のとおり就労を開始し、書類を提出できない場合は、<u>認可保育施設を退所となることに異議なく、退所届を速やかに保育施設へ提出します。</u>
④ <input type="checkbox"/>	幼稚園等で預かり保育を利用する方 認可外保育施設等を利用する方 ※武蔵野市特定子ども・子育て支援施設等として確認された施設に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 現在は求職活動中ですが、施設等利用給付の認定開始日より90日が経過する日の属する月の翌月1日までに「1か月に48時間（休憩時間除く）以上」の就労を開始し、就労開始後、変更届と就労証明書を速やかに子ども育成課へ提出します。 ※既に給付認定を受けている場合は、退職日の翌日より90日が経過する日の属する月の翌月1日まで。 就労予定で申請の場合、就労証明書（予定証明）どおりの就労を開始し、就労開始後、変更届と就労証明書を速やかに子ども育成課へ提出します。 自営業の準備期間の場合、認定開始日より90日が経過する日の属する月の翌月1日までに自営業を開始し、収入実績の書類を提出します。 上記のとおり就労を開始できない場合は、<u>認定を受けられなくなる（利用料等の無償化の対象外になる）ことに異議はありません。</u>

- ※ 「3か月後に就労を開始」とは、例えば、4月1日が入所日となる場合、7月1日までに就労を開始していることです。
- ※ 「求職活動中」であることを理由とした認定は、連続して受けることはできません。例えば、4月1日から求職活動を行う誓約をした場合、給付認定の期間は6月30日までとなります。引き続いて7月1日から9月30日を求職期間とする給付認定を受けることはできません。
- ※ 新しい就労先が内定している場合、本誓約書（②または④に☑）と就労予定証明書を提出してください。就労開始後、変更届と就労証明書を速やかに子ども育成課にご提出ください。

収受印